

岩手県告示第214号

武道館条例（昭和61年岩手県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、岩手県営武道館の利用料金を次のとおり承認した。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1又は表2に掲げる額（附属の施設又は設備を使用する場合にあっては、表1又は表2に掲げる額に表3に掲げる額を加算した額）
- 2 条例第3条第1項の規定による許可を受けた場合にあっては、表4に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

令和6年4月1日

表1 アマチュアスポーツに使用する場合の施設の利用料金

区 分		貸切使用												区分使用	個人使用	
		土曜日及び休日						その他の日								
		入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合			入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合					
		8時か ら12時 まで1 時間ま でごと に	12時か ら17時 まで1 時間ま でごと に	17時か ら21時 まで1 時間ま でごと に	8時か ら12時 まで1 時間ま でごと に	12時か ら17時 まで1 時間ま でごと に	17時か ら21時 まで1 時間ま でごと に	8時か ら12時 まで1 時間ま でごと に	12時か ら17時 まで1 時間ま でごと に	17時か ら21時 まで1 時間ま でごと に	8時か ら12時 まで1 時間ま でごと に	12時か ら17時 まで1 時間ま でごと に	17時か ら21時 まで1 時間ま でごと に			
大道場	小学校児童、生徒及び学生	円 1,090	円 1,370	円 2,280	円 2,190	円 2,740	円 4,570	円 910	円 1,140	円 1,900	円 1,820	円 2,280	円 3,810	貸切使用の場合の利用料金の額の50パーセントに相当する額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て	円 140	円 700
	一般	2,190	2,740	4,570	4,380	5,490	9,140	1,820	2,280	3,810	3,650	4,570	7,620		360	1,800
柔道場及び剣道場	小学校児童、生徒及び学生	540	680	1,140	1,090	1,370	2,280	450	570	950	910	1,140	1,900	する額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て	140	700
	一般	1,090	1,370	2,280	2,190	2,740	4,570	910	1,140	1,900	1,820	2,280	3,810		360	1,800
弓道場	近校的児童、生徒及び学生	590	590	1,180	1,180	1,180	2,360	480	480	980	980	980	1,970	する額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て	140	700
	一般	1,180	1,180	2,360	2,360	2,360	4,730	980	980	1,970	1,970	1,970	3,940		360	1,800
	遠校的児童、	290	290	590	590	590	1,180	240	240	480	480	480	980		140	700

	生徒及び学生													た額)		
	一般	590	590	1,180	1,180	1,180	2,360	480	480	980	980	980	1,970	360	1,800	
相撲場	小学校児童、生徒及び学生	230	230	480	470	470	980	190	190	400	390	390	810	140	700	
	一般	470	470	980	950	950	1,960	390	390	810	790	790	1,630	360	1,800	

備考1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 貸切使用の場合において、8時前に使用するとき、又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用するとき、その超える時間1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時までのときは17時から21時までの区分の利用料金の額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表2 アマチュアスポーツ以外の催しに使用する場合の施設の利用料金

区分	貸切使用												区分ごとに	
	土曜日及び休日						その他の日							
	入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合			入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合				
	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで		
大道場	円 43,810	円 68,620	円 91,540	円 65,720	円 102,950	円 137,310	円 36,520	円 57,170	円 76,290	円 54,760	円 85,780	円 114,410	貸切使用の場合の利用料金の額の50パーセントに相当する額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）	
柔道場及び剣道場	21,910	34,300	45,760	32,860	51,470	68,650	18,240	28,590	38,150	27,380	42,900	57,200		
弓道場	近的場	11,800	14,800	23,680	23,640	29,580	47,340	9,840	12,330	19,730	19,680	24,630		39,460
	遠的場	5,910	7,400	11,820	11,800	14,800	23,680	4,910	6,160	9,870	9,840	12,330		19,730
相撲場	4,900	5,930	9,860	9,830	11,820	19,720	4,090	4,920	8,200	8,170	9,870	16,430		

備考1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

4 貸切使用の場合において、8時前に使用するとき、又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用するときは、その超える時間1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時までのときは17時から21時までの区分の利用料金の額の時間割計算による額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表3 附属の施設又は設備の利用料金

区 分		単 位		利用料金	
				アマチュアスポーツ に使用する場合	その他の催しに使用 する場合
第1会議室		1時間までごとに		円 690	円 1,580
第2会議室		1時間までごとに		280	660
第3会議室		1時間までごとに		260	630
第4会議室		1時間までごとに		260	630
ステージ		1時間までごとに		300	940
トレーニング室	生徒及び学生	1人につき	普通使用（1回につき）	150	830
			回数使用（6回につき）	750	
	一般	1人につき	普通使用（1回につき）	310	830
			回数使用（6回につき）	1,550	
放送設備（アリーナ）		1式1時間までごとに		300	710
放送設備（その他）		1式1時間までごとに		260	630
電光得点盤		1式1時間までごとに		360	710
電光掲示板		1式1時間までごとに		280	540
ピアノ		1台1時間までごとに		570	1,150
机		1台5時間までごとに		30	80
椅子（1人用）		1脚5時間までごとに		20	40
防具		1組1人1回ごとに		140	
バレーボール用具		1式1時間までごとに		30	80
テニス用具		1式1時間までごとに		40	100
ハンドボール用具		1式1時間までごとに		40	100
バドミントン用具		1式1時間までごとに		30	80
卓球用具		1式1時間までごとに		80	160
レスリングマット		1式1時間までごとに		200	410
テント		1張1日までごとに			円 420
ロッカー		1回につき			100
シャワー		1回につき			100
電気料及び暖房料		電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額			

表4 条例第3条第1項の規定による許可を受けた場合の利用料金

1人1時間までごとに210円

備考 幼児に係る利用料金は、無料とする。